

学習ノート「立誠舎記」 1

令和5年4月1日（担当 池田 北見 斎藤 高木）

原文

立誠舎記 以下自癸卯至丁未、係八鹿寓居中作。
立誠舎在八鹿山麓、而邑人西村潜堂之所築也、初潜堂外家
久米井氏嗣絶、而無奉其祀者、潜堂憂焉、
因築此舎、以寓其祀、已而有請嗣其家者、潜堂喜分家資與之、令奉
其祀矣、則此舎也、
更爲同志講會之地、名以立誠、其後嗣子無狀、潜堂乃復以其祀、還此舎、
而立誠之名、亦因而不廢、已而潜堂没矣、
余素與潜堂相識、數游此舎、今茲癸卯六月、余自京師還、而居此舎、集
二三子弟共講此學、則立誠之名固所以示我標的、

読み

「立誠舎記」以下、癸卯より丁未に至る、八鹿寓居中作に係る。
立誠舎は八鹿山麓にあり、邑人西村潜堂之築く所なり、初めは潜堂の外家
久米井氏嗣絶す、而して其の祀を奉る者なし、潜堂憂なり、
因つて此舎を築き、以つて其祀を寓す、已にして其家を嗣ぐを請う者有り、
潜堂喜び家資を分け之を與え、其祀を奉るを令ずるかな。則ち此の舎なり、
更に同志講會之地と爲し、名づくるに立誠を以てす。其後嗣子狀無く、潜堂
乃復其祀を以つて舎に還し、立誠之名、亦因りて廢せず、已にして潜堂没す
るなり、
余素潜堂と相識り、數此の舎に遊ぶ、今茲癸卯六月、余京師自り還えりて
此舎に居す、二三子弟集め、共に此學を講ずれば、則ち立誠之名は固く以
つて我が標的を示す所以なり、

訳文

以下の文は天保十四年（一八四三）より弘化四年（一八四九）まで、八鹿に
住まいしていた時書いたものである

立誠舎は八鹿の山の麓にある。村人の西村潜堂がこれを建てた。初めは
潜堂の母方の実家の久米井氏に跡継ぎが絶えて、その祖先を祭る（祀を奉る）
人もなくなって潜堂はこれを憂いていた。それでこの建物を建て、その祀
を祭った。しばらくしてその家を継いでもよいという人があり、潜堂は喜
んで家財など分け建物を与え、先祖を祀ることをうながした。すなわち、
それがこの建物である。

さらに、同志が相集い学びあうことができるところともし、名は「立誠」
とした。その後、跡継ぎの行状が悪くなったが、潜堂は先祖の祀をこの舎
に置いたままにした。それで立誠の名がなくなることはなかった。やがて、
潜堂は亡くなった。

私はもともと潜堂とはよく知りあう間柄であり、しばしばこの建物にも来たことがある。本年、天保十四年六月、私は京都から帰りここに住むことになった。少しばかりの子弟を集め、儒学を講義をしているが「立誠」ということは、私の目指してたものを示すことにもなるだろう。

語句

係Ⅱかかる かかわる 蓋Ⅱひよつとすると 思うに

外家Ⅱガイカ ガイケ 母方の親の家、母方の親類 母の実家

祀Ⅱシ 神や先祖を祭る 寓Ⅱグウ 仮住まいをする 一時的に身を寄せ
る 已而Ⅱすでニ すでニシテ やがて ほどなく

状Ⅱ姿 かたち ありさま

矣Ⅱ文末につけて、断定や推定の語気を表す言葉 読まない

焉Ⅱ文末において訓読せずに、「くなのだ」「くにちがない」

令Ⅱうながす 嗣子Ⅱシシ 継ぐ子

素Ⅱもとより 數Ⅱしばしば

今茲Ⅱコンジ 今年 數Ⅱシバシバ